

滋賀県立高等専門学校

基本構想

2.0

令和6年3月

滋賀県

【滋賀県立高等専門学校 基本構想の位置づけ】

この基本構想は、滋賀県として初めて設置する高等専門学校のグランドデザインを描き、基本的な方向性を示すための全体計画として策定するものである。

「基本構想 1.0」は、知事をトップとして、設置・運営主体である公立大学法人滋賀県立大学の理事長、設置場所となる野洲市の市長、高専運営や理数系教育に造詣の深い学識経験者の6名で構成する「滋賀県立高等専門学校構想推進本部」における議論を踏まえて、令和5年3月に策定した。

その際、基本構想については、検討の熟度に合わせ、必要に応じて改定を重ねることとしており、本「2.0」は「1.0」策定後の設置・開校準備の進展や検討の成果・深化を踏まえて、策定するものである。

なお、現時点で検討中の事項もあることから、今後も、必要に応じて加筆修正を行うことがある。

はじめに

令和10年4月。滋賀に新たな可能性が広がります。

全国有数の内陸工業県でありながら、高等専門学校が存在していない本県。

この滋賀の地に、初めて、県立で、これからの時代に求められる新たな高等専門学校を創るべく、現在、準備を進めています。

野洲川のほとり。

霊験あらたかな「近江富士」三上山が見下ろす旧野洲川北流の緑あふれるこの地に、最新の設備や機器を備えた、真新しい校舎をつくります。

隣接する国有地に、河川防災ステーションが整備されることもあり、天井川であった野洲川の洪水被害と対峙してきた先人の努力の歴史を紡ぐ「防災」の観点、加えて、周辺に残る森林や水辺環境を活かして“根源の森”ともいうべき空間を構成し、自然と共生していく「環境保全」の観点を埋め込みながら、地域に溶け込み、地域から誇りと愛着を持たれるキャンパスを整備します。

こうした環境のもと開校する滋賀県立高等専門学校では、以下のことを目指します。

まずは子どもたちへ。

皆さんが中学校を卒業し、進路を選択する15歳時点で、新たな学びの選択肢を提供し、その後の人生の可能性を大きく広げます。最新の情報技術教育をベースとしつつ、学年・コースを交えたPBLをカリキュラムの中心に据え、地元の企業や学術機関等の参画を得て「滋賀」そのものをフィールドとして、また、高等専門学校ならではのコンテストを題材として、課題解決を行う実践的な教育を展開することにより、専門性と実践力を兼ね備え、様々な人と協働して、新たな価値を創造できる力を育みます。

高度な技術力と実践力を身に付けて、新しい道を歩んでいきましょう！

そして、保護者の皆様と県内の小・中学校教員の皆様へ。

まずは、この新しい学校が滋賀に誕生することを知って、是非とも子どもたちに紹介してあげてほしい。そして、興味や関心を示した子どもたちが新たな一歩を踏み出せるよう、背中を押してもらいたいと思います。

次に、産業界、地域の皆様へ。

滋賀県立高等専門学校は、技術者の育成・交流のハブとして地域産業・社会に貢献していきます。

「価値創造力と専門性、実践力を兼ね備え、協働して挑む高度専門人材」の輩出はもちろんのこと、教職員、学生とともに、地域に密着して、共同研究やPBLなど様々な課題解決に向けた取り組みを通じて、最新の知見や情報の取得・共有に加えて、企業活動、地域活動そのものをアップデートする機会も提供していきます。

最後に、この新しい学校の実現に向け、仲間として共に汗をかくこととなる教職員の方々へ。
我々は、「学生第一」の合言葉のもと、教員、職員の垣根なく、一体となって学校運営を行います。
開校に向けて、今後、教員を募集していくこととなります。学生の成長を第一に、変化への柔軟性と、教育およびそれを支える研究への意欲・熱意溢れる方を心からお待ちしています。

私は、この新しい学校が、子どもたちの将来に開かれた道となり、産業競争力向上の萌芽となり、わが国、社会の持続的発展への光となることを信じてやみません。

「循環」「共創」「挑戦」。

この3つをキーワードとして、未来に向けて、一体となって新たな一歩を踏み出していきましょう！

令和6年（2024年）3月

滋賀県知事

三木大造

目次

第1章	設置決定に至る経緯	1
第1節	これまでの変遷と現状	1
第2節	課題	2
第3節	様々な選択肢の比較検討	2
第4節	二一ズ	3
第5節	『中間まとめ 2020』策定後の検討の経過	4
第2章	学校の理念	5
第1節	設置目的	5
第1項	滋賀発で次代の社会を支える高度専門人材の育成	5
第2項	技術者の育成・交流のためのハブとしての地域産業・社会への貢献	6
第2節	設置意義	6
第1項	様々なキャリアパスにつながる学びの提供（15歳の新たな選択肢）	6
第2項	共創による産業の活性化	6
第3項	地域と地球の課題の解決	7
第3章	学びの内容	8
第1節	育成する人物像（DP）	8
第1項	次代の滋賀とその産業を支える「高度専門人材」	8
第2項	問題発見・解決力の素養を兼ね備えた人材	8
第3項	情報技術を多分野に活かせる人材	9
第4項	世界の様々な分野や人とつながれる人材	9
第5項	近江の心が備わった人材	9
第2節	カリキュラムの特長と方向性（CP）	9
第1項	カリキュラムの特長	9
第2項	カリキュラムの方向性	11
第3節	入学者の人物像（AP）	15
第4節	各ポリシーの関係性	15
第4章	地域・学術機関・産業界等との連携・共創	16
第1節	学術機関との連携・共創の方向性	16
第2節	地域との連携・共創の方向性	16
第3節	産業界との連携・共創の方向性	17
第4節	連携・共創に向けた関係構築の方向性	18
第5章	学校運営	19

第1節	学校運営の方向性	19
第1項	学校運営方針	19
第2項	学びを充実させるダイバーシティの観点	19
第2節	学生	20
第1項	入学定員	20
第2項	入学者	20
第3項	学科・コース	22
第4項	卒業後の進路	22
第3節	教職員	23
第1項	教員	23
第2項	職員	24
第6章	学校施設	25
第1節	設置場所	25
第2節	必要とする規模	26
第1項	全体ゾーニング	26
第2項	施設構成	26
第3項	各施設に共通する性能	28
第3節	各施設の要件	28
第1項	校舎部門	28
第2項	屋内体育部門	29
第3項	福利厚生部門	29
第4項	図書・交流部門	30
第5項	外構その他	30
第7章	整備と想定経費	31
第1節	設置・運営主体	31
第2節	想定経費	31
第3節	開校に向けたスケジュール	32

1 第1章 設置決定に至る経緯

2 滋賀県（以下「本県」という。）では、本格的な人口減少社会への移行、産業構造や就業構造の変化、
3 そして、SDGs や Society5.0 の実現を見据え、将来にわたり競争力のある力強い産業を創出・育成し、
4 経済の発展や雇用の維持・拡大とともに地域社会が今後も持続的に発展していくためには、これから
5 の滋賀の産業を支える、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材¹の育成が必要と
6 認識し、高等専門学校（以下「高専」という。）を設置することを決定したところである。

7 この決定に至るまでには、高度専門人材を育成するためにどのような教育機関が最適かについて検
8 討するため、令和元年9月に「滋賀県高度専門人材育成機関検討会」（以下「検討会」という。）を庁
9 内に設置し、検討を行った上で、令和3年2月には『中間まとめ2020』として取りまとめたところ
10 である。また、令和3年6月からの『「令和の時代の滋賀の高専」設置に向けた懇話会』（以下「懇話会」
11 という。）における検討や滋賀県立高等専門学校構想推進本部（以下「推進本部」という。）における
12 検討を経て、『滋賀県立高等専門学校 基本構想1.0』（以下「基本構想1.0」という。）を取りまと
13 めたところである。

14 第1節 これまでの変遷と現状

15 本県は、古くから東海道や中山道といった交通の要衝であり、人や物が交流する結節点として
16 発展してきた。

17 明治20年代からは、鉄道の急速な整備を基盤として地域産業の振興が進み、主に繊維産業を中
18 心に窯業、土石、木材、医薬など、いわゆる中小規模の地場産業が発展してきた。さらに、豊富
19 な労働力と県内で産出された亜炭および琵琶湖の水を利用して東洋レーヨンが化学繊維の工場を
20 設置したほか、いくつかの大規模工場もあったが、総じて第一次産業を中心とする農業県であっ
21 た。

22 また、商業は江戸時代からの近江商人の伝統を受け継ぎ、広域志向を大きな特長としていたた
23 め、国内はもとより海外展開する商店も多数存在し、我が国を代表する企業へと発展するものも
24 多かった。しかしながら、県内の商業は、大都市に近接していた影響もあり、一部の都市を除い
25 てあまり発展を見なかった。

26 昭和20年代後半より、工場誘致による産業振興を図ったが、前提となる社会資本の整備の遅れ
27 などから当初の成果は乏しいものであり、本格的な企業立地が進展するのは、昭和30年代に入っ
28 てからとなる。昭和35年、初めての総合的計画「県勢振興の構想」が策定され、工業振興によっ
29 て県民所得を全国水準に引き上げることを目標に「県工業開発促進条例」をつくり、工場誘致に
30 による地域振興を目指すこととした。

31 昭和30年代後半は、名神高速道路、東海道新幹線が開通し、工業団地の造成も進み、急速に工
32 業立地が進展し始めた。さらに、昭和40年代は、人口も増加し始め、道路整備の進展や工業団地
33 の積極的な造成を背景として、名神高速道路沿いに、電気機械、一般機械、金属およびプラスチ
34 ックをはじめとした加工組立産業の立地が進んだ。以後、広域的な利便性と大都市への近接性等
35 交通・物流上の優位性から、大企業を中心として電気・電子をはじめ、一般機械関係の部品等を
36

1 「最終学歴について修士・博士・専門職学位の課程を修了し、現職について「管理職」「事務系専門職（市場調査、財務、貿易・翻訳等）」「技術系専門職（研究開発、設計、SE等）」「医療・福祉関係専門職」「教育関係専門職」のいずれかに該当する者」（『平成30年版 労働経済の分析 一働き方の多様化に応じた人材育成の在り方について一』（厚生労働省）P.212）という定義もあるが、ここでは、一般的な用語として、高度に専門的な技術・能力を有する人材を指す。

37 製作する下請け関連産業等の集積が広く進み、全国有数の工業県へと変貌を遂げ始めた²。

38 現在では、県内総生産に占める製造業の割合が43.6%で全国1位³となるとともに、従業者数と
39 しても民営事業所の従事者数のうち、製造業が27.3%を占める⁴など、全国有数の内陸工業県とな
40 っている。

41 第2節 課題

42 日本で「人口減少」が社会問題として広く注目されるようになったのは、総務省統計局が平成
43 17年(2005年)10月1日現在の日本の人口について、「1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我
44 が国の人口は減少局面に入りつつあると見られる。」と発表したころからとされている⁵。

45 本県においても、昭和42年(1967年)以降増加を続けてきた人口は、平成25年(2013年)の約
46 142万人をピークに減少に転じたところである⁶。

47 このような人口減少社会にあって、本県が国際的な競争力を維持し、また、経済・社会・環境
48 のバランスが取れ、将来世代も含めた誰もが新しい豊かさを感じられる社会を構築するにあつ
49 ては、専門的技術を社会に実装し、これからの滋賀の産業を支える、専門的技術を用いて価値創
50 造ができる実践的な高度専門人材が不足していることが課題であると認識するに至った。

51 そこで、検討会では、「価値創造力」、「専門性」および「実践力」を兼ね備えた高度専門人材を
52 育成するために最適な教育機関について検討を行うこととした。

53 第3節 様々な選択肢の比較検討

54 検討会においては、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材を育成するた
55 めにはどのような機関が最適かについて、複数の教育機関の比較考察を行うことで、検討を行っ
56 た。

57 その中で、高等教育機関としては、四年制大学や専門職大学との比較を、その他教育機関とし
58 ては、工業高校、職業能力開発施設、専修学校との比較を行った。

59 四年制大学は、専門性が高いものの、学術としての色彩が強く、現場に近い実践的な人材とし
60 てよりも、研究開発人材としての期待が高いと考えられること、一般教養課程や就職活動の影響
61 もあり、専門性を伸ばすには、大学院進学(修士卒)が求められる傾向にあること、専門職大学
62 は、平成25年に制度化された比較的新しい種別で、第一号開学は平成31年春であったため、未
63 だ卒業生が輩出されておらず、検討段階では未知数であったこと、また、その時点では専門学校
64 がベースになっている傾向があり、評価や認知度の形成には一定の時間を要すると考えられたこ
65 とから、最適ではないとの結論に至った。

66 また、工業高校については、就職率は7割程度と高く、就職者の大半は県内に就職しているが、
67 基礎的な知識と技術の獲得に重きを置いていること、職業能力開発施設では、実践性はあるが、
68 短期間の教育が基本で、専門性を高めるには限界があること、専修学校では、職業に直結するス
69 キルを短期間(一般的には2年)で学べる一方、専門以外の分野を学ぶ機会は少なく、進路変更
70
71

² 『令和4年度版 滋賀県の商工業』(令和5年3月 滋賀県商工観光労働部) P.12

³ 『滋賀県なんでも一番』(2023年7月7日掲載 滋賀県HP)

⁴ 『令和4年度版 滋賀県の商工業』(令和5年3月 滋賀県商工観光労働部) P.7

⁵ 『統計 Today No.9 人口減少社会「元年」は、いつか?』(平成21年7月3日 総務省統計局統計調査部国勢統計課長 千野 雅人)

⁶ 『人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略』(令和3年11月改定 滋賀県)

72 が難しいことと併せ、職種の幅が限られるとの見方もあるなど、いずれも高度専門人材の育成と
 73 いう課題を解決するためには最適な教育機関ではないとの結論に至った。

74 高専については、中学卒業後の15歳から、学習指導要領にとらわれない5年一貫の柔軟なカリ
 75 キュラムを通じ、実験実習を中心とした技術者教育を行うこと、四年制大学に編入学する卒業生
 76 も多く、高い学力と応用力を伴って専門性、実践性を培っていることから、専門的技術を用いて
 77 価値創造ができる実践的な高度専門人材の育成に最も適しているものと判定した。

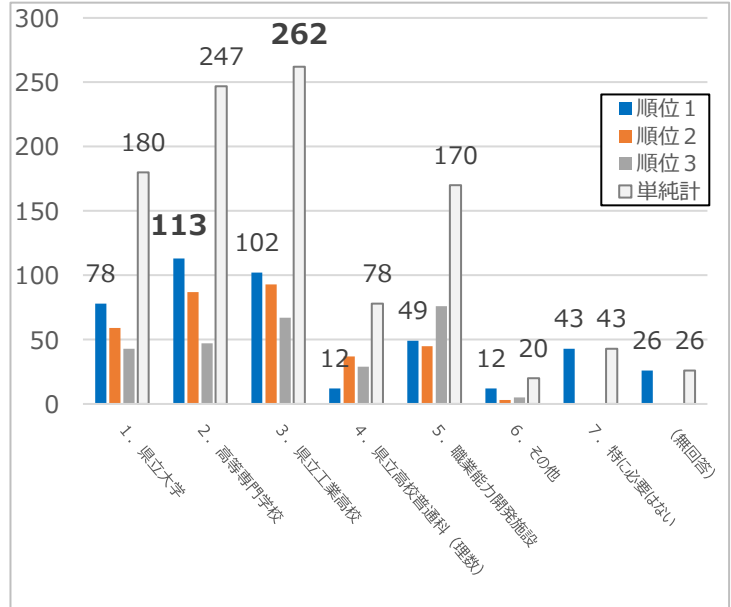
79 第4節 ニーズ

80 検討会では、県内企業からのニーズ調査や高専への入学者の状況調査
 81 も実施した。

82 県内企業からのニーズとしては、
 84 「どのような教育機関が必要か」について、令和2年10月に県内事業者
 85 約1,100者に質問票を送付し、約430
 86 者から回答を得た。

87 その中で、教育機関別の順位で順
 88 位1位の回答が最も多かったのは高
 89 専となった。

90 また、優先順位を問わない回答数
 91 の合計が最も多かったのは工業高校
 92 であり、次点が僅差で高専となった。(グラフ1)



【グラフ1 教育機関別の各順位回答数】

94 なお、企業規模(正社員数)別では、最も必要な教育機関として、小規模な企業ほど、大学よ
 95 りも高専・工業高校を回答する割合が高い傾向が見られた。

96 高専への入学者の状況については、全国の出身都道府県別の高専進学者数の調査を行った。こ
 97 の結果では、県内中学校卒業生から、例年60名程度が県外の高専に進学していること、高専が設
 98 置されておらず、東京圏にも属さない3県(山梨県、滋賀県、佐賀県)の高専への進学者数が極
 99 端に低く、高専が設置されれば、潜在的な需要が顕在化する可能性があることを確認した。(グラ
 100 フ2)



【グラフ2 都道府県別高専進学者数】

102 なお、令和3年度に行った中学生に対するアンケート調査⁷においても、「滋賀県内に高専があ
103 れば、進学したいと思いますか」という問いに対して「とてもそう思う」「そう思う」と回答した
104 割合が22.1%となり、一定の需要が存在する可能性が示された。

105 106 第5節 『中間まとめ2020』策定後の検討の経過

107 令和3年2月に検討会がまとめた『中間まとめ2020』において、教育機関として高専が最適と
108 されたことを踏まえて、新たな高専の具体的な検討に向けて、有識者による懇話会を立ち上げ、
109 令和3年6月から11月にかけて、4回にわたり、広く意見を伺った。

110 この中では、育成すべき人物像や学びの方向性、学校規模の抽出、構想骨子案の検討を行った
111 ところであり、高専の設置・運営主体についても、国立、公立、私立それぞれの設置可能性につ
112 いて検討を行った。

113 懇話会では、沖縄高専開設以後、新たな国立高専設置の動きはなく、国立での設置は厳しい見
114 通しであること、具体的な新たな担い手が検討時点で不在であることから私立での設置も困難で
115 あり、公立（県立）での設置が最も適切という方向性が示された。

116 公立（県立）の場合、設置・運営主体は、県直営もしくは大学を運営する地方独立行政法人の
117 いずれかとなるが、懇話会においては、設置・運営主体について、県直営の場合は施策を学びに
118 反映させることに強みが出せるが、地方独立行政法人では、急速な社会情勢の変化に対応してい
119 く上で、より柔軟な学校運営が期待できるとされたが、設置主体を決定するまでには至らなかつ
120 た。

121 懇話会での意見等を踏まえて、令和3年度滋賀県議会定例会11月定例会議において、知事が県
122 立で設置することと「公立大学法人滋賀県立大学を設置主体として優先的に検討」することを表
123 明し、令和4年3月に取りまとめた『「令和の時代の滋賀の高専」構想骨子』（以下「構想骨子」
124 という。）では設置主体を公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）とすることを定め、
125 ここに至り、滋賀県立高等専門学校⁸（以下「県立高専」という。）の骨格が固まった。

126 令和5年3月には、推進本部における議論を経て、構想骨子をより深化させた『基本構想1.0』
127 を取りまとめたところであり、その際、その後の検討課題については、引き続き知事を本部長と
128 する推進本部において検討を進め、順次基本構想に反映することとした。

129 第2章以降に記載する内容は、当該方針を踏まえ、『基本構想1.0』をベースに内容の深化を行
130 うものである。

131

⁷ オンライン調査 実施主体：滋賀県
実施期間：令和3年7月5日～23日
対象：滋賀県内在住の中学千年生年代(約13,000人)
回答数：2,922件（うち「とてもそう思う」182件、「そう思う」465件）

⁸ 『滋賀県立高等専門学校』という名称は仮称である。

132 第2章 学校の理念

133 本県は、日本の中央に位置し、温暖と寒冷の混じり合う気候のもと、琵琶湖を中心に周囲を山々で
134 囲まれた自然豊かな地であり、琵琶湖の水は県内、下流府県 1,450 万人の貴重な水源となっている。
135 日本を代表するモノづくり県でもあり、世界に冠たるグローバル企業の生産拠点も多く立地している。

136 2030 年代、40 年代、50 年代と、本格的な人口減少社会への移行、産業構造の変化など、今後、社
137 会が変化していく中であって、本県の恵まれた地の利をより活かしながら、将来にわたり競争力のあ
138 る力強い産業を創出し、我が国が持続的に発展していくためには、専門的技術を社会に実装し、地域
139 と産業を支える人材の育成が不可欠である。このため、県立で高専をつくり、この滋賀から専門的技
140 術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材を育成していくこととした。

141 県立高専は、確かな技術を核として、滋賀発の高度専門人材の育成から地域や産業への技術実装、
142 そしてそれが次代を担う子どもたちの技術への関心と憧れの涵養へとつながっていくという好循環
143 の形成、さらに、産業界をはじめとした様々な機関が連携する「共創」と、そのつながりを通じた挑
144 戦のための教育・研究の拠点となり、「すべての
145 人と地球を支え続ける技術を磨く学校」となるこ
146 とを目指している。

147 これは、他機関との連携のもと、「すべての人
148 と地球を支える技術者」を育成し、地域や産業へ
149 の技術実装により、新たなモノ・コト・サービス
150 を生み出していくことにより、次代を担う子ども
151 たちが、技術への関心と憧れを抱き、それが、将
152 来にわたる「すべての人と地球を支える技術者」
153 の輩出に持続的に繋がっていくという好循環の
154 創出に挑むものである。(図1)



【図1 県立高専の理念】

155 また、将来世代も含め、誰もが新しい豊かさを感じながら自分らしく生きることができる社会へと
156 けん引していく高度専門人材を育成し続けていくためにも、県立高専は社会の変化にも適切に対応し
157 つつ、その存在意義を堅持し、「基礎を重視し、変化し続ける高専」であり続けなければならない。

158 なお、開校に向けた検討段階において、また、変化に対応する段階において、複数の検討課題の間
159 で利益の相反が起こる可能性がある。その際は、その存在意義を堅持し続けるために、関係する全て
160 の者が利益を享受できることを念頭に置きつつも、「学生（高専生）のことを第一」において検討を行
161 うこととする。

162

163 第1節 設置目的

164 県立高専は、「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」として、その教育において「滋
165 賀発で次代の社会を支える高度専門人材を育成すること」を、また、社会との関わりにおいて「技
166 術者育成・交流のハブとして地域産業・社会に貢献すること」をそれぞれ目的に、設置するもの
167 とする。

168

169 第1項 滋賀発で次代の社会を支える高度専門人材の育成

170 県立高専は、その教育において、これからの滋賀や社会を支える価値創造力と専門性、実践
171 力を兼ね備え、協働して挑む高度専門人材を育成することを目的とする。

172 これは、同じ高等教育機関である四年制大学で行われる研究開発を中心とした専門人材の育
173 成と趣を異にし、産業競争力につながる高度な技術力・専門性、先進的かつ高度な技術を社会
174 に実装できる実践力、そして新たな価値や行動を生み出す価値創造力を総合的に有し、様々な
175 分野や人々と協働してモノ・コト・サービスを生み出すことにチャレンジする専門人材を育成
176 することである。

177 そのためには、県立高専内の学びだけでは不十分であり、地域社会や地元の企業、県内大学
178 等の学術機関、国や県、市町などの公共団体と有機的に連携し、多様な学びの場を設け、広げ、
179 深めていくことが重要である。

181 第2項 技術者の育成・交流のためのハブとしての地域産業・社会への貢献

182 県立高専は、その社会との関わりにおいて、技術を通じてあらゆる世代の人々が行き交い、
183 様々な学びと実践の機会を提供する場として、地域の産業および社会に貢献していくことを目
184 的とする。

185 この意味するところは、単に地域社会や企業の技術者の『活動する場所』を提供することに
186 止まらず、県立高専の教育活動を中心に置いて、その教育活動に関与することで、学生の専門
187 的で実践的な学びに資するとともに、関与した民間技術者や大学研究者、公共団体の職員等に
188 しても新たな学びが得られるといった『学びの場』を提供するものである。県立高専の学び
189 に携わったすべての人が刺激を受け、自らの糧となり、さらに、様々な分野の技術者が県立高
190 専を舞台として交わることにより、視点・視野を広げられる実践の場となることを目指す。

191 また、我が国が持続的に発展していくためには、将来にわたり競争力のある産業を創出し、
192 子どもたちが将来に夢や希望を持ち、技術への関心や技術者への憧れを抱き、高めることで、
193 理工系を選択する子どもを増やすことが重要であり、例えば、小中学生を対象としたロボット
194 教室などの次世代の技術者の卵を増やす取組を実施する際にも、学生だけでなく、企業や公共
195 団体など、様々な主体が関わることで、子どもたちのみならず、関与した主体全てが新しい発
196 見や学びを得られるよう取組を進めていくこととする。

198 第2節 設置意義

199 県立高専の設置意義について、学生、産業界、地域の各側面から以下のとおり提示する。

201 第1項 様々なキャリアパスにつながる学びの提供（15歳の新たな選択肢）

202 子ども側の側面からの最大の意義は、県内に、今までにない進路の選択肢が生まれることであ
203 る。

204 中学校を卒業する子どもたちの進路選択は、その後の人生に大きな影響を与える。その多く
205 は県内の高等学校への進学であるが、県外の高校や高専への進学や就職を選択する者もいる。

206 県立高専の設置により、情報技術をベースとした、創造的で実践的な学びが可能となる環境
207 を整備することで、中学校を卒業する子どもたちの進路に新たな選択肢を提示し、その後の人
208 生の選択の幅を広げる。

210 第2項 共創による産業の活性化

211 産業界の側面からの最大の意義は、地域に根差しつつ世界を見据えた高度な技術人材の輩出

212 である。

213 そのためにも、県立高専の教育活動が創造的かつ実践的である必要があり、より発展的な教
214 育活動を行うためには産業界をはじめとした様々な主体との関わりが必要不可欠である。

215 また、県立高専と様々な企業や大学などの学術機関、国・県・市町などの公共団体等とが交
216 流・協働し、共創を実現することで、企業等のリスキリング教育の場としての活用、それによ
217 る新たな発見、新たな産業の創出など、県内の産業のみならず様々な分野での社会の活性化に
218 つなげる。

219

220 第3項 地域と地球の課題の解決

221 地域の側面からの意義は、県立高専が育成した高度専門人材が地域や地球の課題解決に携わ
222 るとともに、教育活動の中で地域課題の解決に向けた取組を行うことが可能となることである。

223 県立高専が育成した高度専門人材が、産業界、学術機関、公共団体等において活躍する中で、
224 地域や地球における様々な課題を解決することとなる。

225 加えて、県立高専が実施するPBL（Project Based Learning：課題解決型学習）等の教育・
226 研究活動を通じて様々な企業や大学などの学術機関、国・県・市町などの公共団体のほか、地
227 域住民との対流を生み出しながら、地域の課題解決に向けた具体的取組の場としての役割を提
228 供する。

229 また、地域公開講座等を各種関係機関とともに実施することでも同様の役割を担うとともに、
230 地域に根差した高専として、社会に貢献する。

231

232

233 第3章 学びの内容

234 県立高専が設置目的を達成するためには、どのような『学び』を提供するかが重要である。提供す
235 る全ての『学び』のベクトルが、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的な高度専門人材の育成
236 につながっていないなければならない。専門科目、一般科目に関わらず、達成すべき目的に沿って教育
237 内容を設定していく必要がある。

238 そのため、県立高専としては、育成する人物像としてのディプロマ・ポリシー（DP）、その達成に
239 向けたカリキュラムの特長と方向性としてのカリキュラム・ポリシー（CP）、入学者の人物像として
240 のアドミッション・ポリシー（AP）を設定する。

241 なお、これらのポリシーについては、今後更に細部の検討を行い、最終的には、『卒業・修了認定の
242 基本方針』としてのDP、『教育課程編成および実施の基本方針』としてのCP、『入学者選抜の基本
243 方針』としてのAPとする予定である。

244

245 第1節 育成する人物像（DP）

246 県立高専が設置目的や設置意義を達成するための高度専門人材として『育成する人物像』は、
247 滋賀で学び、地域・社会を支えるため、地域や地球の課題、一人一人の幸せの追求、産業競争力
248 の維持向上等に技術で挑む『基礎となる技術力を備えた上で、それを活かして社会や時代の変化
249 を敏感に読み取り、自らを変化し続ける人材』である。

250 そのためには、社会のニーズを汲み、考えを伝え、かたちを創り、他者の共感を得ながら新た
251 な価値を生むことができることが必要である。その基盤として、人や社会への向き合い方、信頼
252 感、謙虚さ、思いやり、倫理観、主体的に学び続ける意欲、生きる力などの意識・姿勢を持つこ
253 と、幅広い知識、教養、感性を持ち、思考力、判断力、想像力、課題発見・解決力に優れ、協調
254 性、チームワークなどの素養・資質を有すること、情報技術の基礎的な力、分野を掛け合わせる
255 応用力、考えを形にし、実践する力、コミュニケーション能力などのスキルを磨くことが必要で
256 ある。

257 その前提の上で、これらを基盤として育成する人物像を以下5点提示する。

258

259 第1項 次代の滋賀とその産業を支える「高度専門人材」

260 県立高専が育成するのは単なる技術者ではなく、将来の社会や産業を支え、リードする中心
261 的な人材となることを期待する高度専門人材である。

262 県立高専での学びをベースとして卒業後も技術や知識の修得を継続し、未知の領域であって
263 も、自ら考え、実践し、課題の解決に向かって歩みを進めることができる専門性と実践力を備
264 え、その後の学びや実践的な活動を通じて、社会をけん引していくことができる人材を育成す
265 る。

266

267 第2項 問題発見・解決力の素養を兼ね備えた人材

268 県立高専は、自ら問題や課題を見つけ、分析し、改善や解決に向けたポイントを洗い出し、
269 自ら行動し、解決のための道筋を見つけ、実行する人材を育成する。

270 また、問題を発見し、解決していくためには、自己および自己の技術を適切に評価し、教養
271 も含めた様々な知識や技術を組み合わせ、融合していく力が必要となる。そのため、問題発見・
272 解決力につながる自己評価力・人間力を育成することも重視する。

273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312

第3項 情報技術を多分野に活かせる人材

Society5.0 では、情報技術が様々な分野で活用されており、ベースに情報技術がなければ、将来の展開が見込まれない状況となっている。

そのため、情報技術系のコースだけではなく、全てのコースにおいて、単にプログラムを組み、AIやIoTなどの実装や活用が可能だけでなく、適切に情報リテラシーを修得し、データの分析を行うなど、実践的で幅の広い情報技術を修得し、それを自らの専門分野と融合・展開し、あらゆる分野に活用・応用できる人材を育成する。

第4項 世界の様々な分野や人とつながれる人材

技術は様々な分野で日々進歩し、その進歩は日本のみならず、世界中で起こっている。社会や産業を支える人材として活躍し続けるためには、様々な地域、分野の人材との協働・共創が必須となる。

そのため、世界の様々な分野や人と不自由なく意思疎通が図れ、議論を行い、知識を修得することができる言語・コミュニケーション能力を有するとともに、地域や分野を超えた多様な人々とつながれる積極性を有する人材を育成する。

第5項 近江の心が備わった人材

最後は、「滋賀県立ならでは」、「滋賀県立らしさ」の象徴としての人材像である。

琵琶湖を中央に抱く本県では、人々は自然の恵みを持続的に活用する知恵や近江商人に代表される『三方よし』の精神を活かしながら暮らしをつないできた。

自分だけが良ければよい、自分と取引の相手方だけが儲かればよいという考えは、関わりのある人々との間に軋轢を生み、将来の解決困難な問題の端緒となる可能性がある。

「商売において売り手と買い手が満足するのは当然のこと、社会に貢献できてこそよい商売といえる」という近江商人の思想や、琵琶湖を守るために粉せっけんを使おうという「石けん運動」に代表される県民が主体となった環境保護活動の精神など、これまで本県が培ってきた社会をよりよくしようという思想については、今後も引継ぎ、活かしていかなければならない。

そのため、課題解決にあたって、関係するすべての者の豊かさや幸せを追求することができる人材を育成する。

第2節 カリキュラムの特長と方向性（CP）

具体的なカリキュラムは、今後検討していくこととなる。現時点では、その特長と方向性を示すものとする。

今後、ここに示す特長と方向性を軸として、具体的な内容を定めていくものとする。

第1項 カリキュラムの特長

新しい時代に新設する滋賀県立の高専ということを強く意識し、「高専の強み」、「新しい時代に対応する」、「滋賀らしさ」をキーワードに、情報技術、社会実装、価値創造の切り口で、県立高専のカリキュラムの特長を以下のとおり打ち出す。

313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348

①高専の強み

中学校卒業後に大学受験を挟むことなく5年一貫で教育ができること、また、高等学校とは異なり、各校の教育目的に沿った柔軟なカリキュラム編成が可能であるという高専の強みを十分活かしたカリキュラムとする。

ただし、確かな技術力に裏打ちされた専門性を兼ね備えるためには、体系的なカリキュラムが必要であり、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立高専機構」という。）では、国立高専のすべての学生に到達させることを目標とする最低限の能力水準・修得内容である「コア」と、高専教育のより一層の高度化を図るための指針となる「モデル」とを提示した『モデルコアカリキュラム』を策定している。

県立高専でも、この『モデルコアカリキュラム』を活用することで、専門性と確かな技術の修得を目指す。

また、他高専と同様、実習・実践を重視したカリキュラムとし、社会で活躍する即戦力の育成につなげていくものとする。

②新しい時代に即した新たな学び

現代社会は、情報技術を抜きにしては成立しない。AI、サイバーセキュリティ、データサイエンス、数理科学、計算科学、材料など、Society5.0の実現を支える人材の確保があらゆる分野で急務となっていることを踏まえ、情報技術をベースとした学びを構築する。

また、ユーザー視点を欠くなど、デバイス中心の研究開発では新たな産業に結びつかないことから、分野を超え、複数分野をまたぐ視点から全体を俯瞰し、新たな価値やコンセプトを打ち出すことにつながる学びを構築し、価値創造力に優れた人材の育成や様々なキャリアへの挑戦につなげていくものとする。

③滋賀・琵琶湖で培う人間力

県立高専で学ぶ大きな特色・魅力として、滋賀の地域力、リソースを最大限活用したカリキュラムとする。滋賀そのものを教材、学習のフィールドとすることを重視する。

近江商人の「三方よし」の精神をその歴史から学び、受け継ぎ、滋賀の自然、歴史・文化等を大切に、地域・企業と連携することで地域に誇りと愛着を持ち、主体的に地域の課題を解決する行動力を養うことで対話力・人間力を育成する。加えて、里山などに代表される、琵琶湖を通じた循環型経済を学び、サステナビリティのために技術をどう活かすか考え、修得技術の地域・社会実装に挑戦する力の育成につなげていくものとする。

また、今後の滋賀の未来を担う子どもたちを中心とした、地域における「科学コミュニケーション」⁹は、地域における科学や技術への愛着を醸成し、理工系人材の裾野を拡大することにもつながることから、積極的に活用し、対話力・人間力の育成につなげていくこととする。

⁹ サイエンスコミュニケーションともいう。科学のおもしろさや科学技術をめぐる課題を人々へ伝え、ともに考え、意識を高めることを目指した活動。研究成果を人々に紹介するだけでなく、その課題や研究が社会に及ぼす影響を一緒に考えて理解を深めることが大切であり、科学館や研究機関などでは、サイエンスカフェや一般公開など様々な試みを行っている。

349

第2項 カリキュラムの方向性

350

滋賀弁で次代の社会を支える高度専門人材とは、言い換えれば、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的人材である。

351

352

このような人材を育成するためには、社会実装に向けた実践・挑戦を通じて、価値創造力を養成することが必要となる。そのため、滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）が培ってきた地域力や産業界の力を活用し、PBLを中心に据えて、カリキュラムを設計するものとする。

353

354

355

PBLは各科目の修得と連動することが重要である。PBLを実施する中では、履修していない、または、机上では修得困難な知識や技術を必要とすることがある。知識や技術の不足を認識すること、また、教養・専門を問わず、幅広い知識・技能の修得が必要であると認識すること、実際に取得した知識・技能を活用して成果につなげることが必要であり、PBLと座学・実習が相互に関係しあい、織り重なることで、相乗効果の発揮を目指す。

356

357

358

359

そのため、専門科目はもとより、一般科目においても、その先にPBLがあることを念頭にカリキュラムを設計していく。

360

361

362

なお、民間企業や大学等の教育機関、国・県・市町等の公共団体等には、多種多様な優れたリソースが存在する。より実践的で高度な教育活動となるよう、カリキュラム編成にあたっては、地域に存在するそれらのリソースとの連携・協働を重視していく。

363

364

365

366

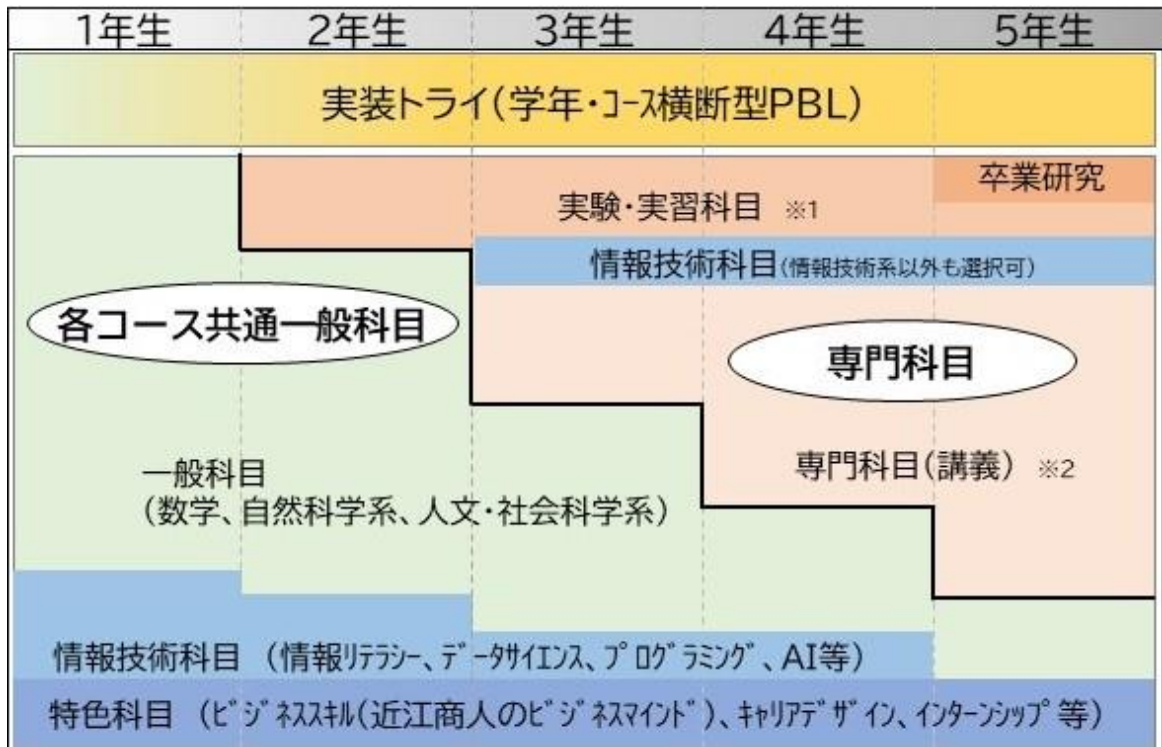
①体系的で一体的なカリキュラム

367

県立高専では、5年間を通じ、一般科目、専門科目ともに、基礎から応用まで段階的に各能力、専門性を高めていけるよう、体系的で一体的なカリキュラム編成を行う。現時点で想定しているカリキュラムのイメージは図2のとおりである。

368

369



370

コース	機械系	電気電子系	情報技術系	建設系 (環境・インフラ系)
※1	機械設計製図、 工作実習、 機械工学実習・実験 等	電気電子製図、 電気電子工学実習・実験 等	プログラミング、 電気電子製図、 情報工学実習・実験 等	土木設計製図、 測量実習、 土木工学実習 等
※2	力学系科目 材料系科目 設計・製造系科目 等	電気磁気学系科目 電気電子回路科目 計測・制御系科目 等	計算機工学系科目 ソフトウェア、システム工学系科目 コンピュータシステム系科目 等	材料・構造・地盤系科目 環境・水理系 都市計画系科目 等

【図2 カリキュラムのイメージ】

372

373

374

375

376

377

378

379

380

一般科目（教養科目）は、PBLで求められる問題解決能力の源泉となるものである。複雑・不確実・曖昧な問題が顕現してきている現代社会にあって、現実にかかる諸問題に対して、必ずしも論理的、科学的に一つの正解が得られるわけではなく、正解がない場合や解が複数存在する場合もある中で、十分な時間が与えられずに意思決定が迫らせる場合もある。その際、実践に直結する何らかの解を選択するにあたって、より処となるのが感性と教養であり、考え抜き、生き抜くための命綱としての教養が求められている。こうした認識のもと、県立高専においては、PBL実施の土台となる素養・能力として、また、専門的技術を用いて価値創造ができる実践的技術者として身に付けておくべき教養＝リベラルアーツとして一般科目（教養科目）を位置付けるものとする。

381

382

383

人文系の科目は、PBLの実施にあたって、課題解決を検討するにあたってのベースとなる社会的前提条件を理解する意味で重要である。そのため、PBLで活用する可能性があることを前提とした科目構成としていく。

384

385

386

387

言語・コミュニケーション能力については、日本語および英語について、世界の技術者との意思疎通が図れるよう、文章構成の基本、論文作成の基礎技術、会話によるコミュニケーションのための技術を磨くなど、技術者としての基礎的な文章能力、コミュニケーション能力の獲得を目指す。

388

389

390

数学については、専門科目を学ぶための基礎的な能力として特に重視する。また、単に問題の解き方を学ぶのではなく、実社会での使用場面等を想定した問題設定など、実際の利用がイメージできる学習内容となるよう工夫する。

391

392

393

394

395

396

専門科目については、高専を卒業して様々な進路を選択するに際して、どのような進路であっても一定の技術的基盤に基づいて自らの力で進んでいけるだけの専門的知識・技能を育成し、PBLを実施するための専門性の基盤として位置付ける。そのため、専門的知識の修得のみならず、実験・実習を通じた技術の修得についても、応用が可能となるよう、基礎・基本の高いレベルでの修得を目指す。

397

②情報技術

398

399

情報技術は、「新しい時代に必要となる基礎力」、全学生共通の基礎力として、一般科目としても、また、専門科目としても設定する。

400

401

402

情報技術系のコースはもとより、その他のコースに進んでも、情報リテラシーやデータサイエンスなどの情報の利活用のほか、プログラムを組み、AIやIoTの活用が可能となるようカリキュラムを編成する。

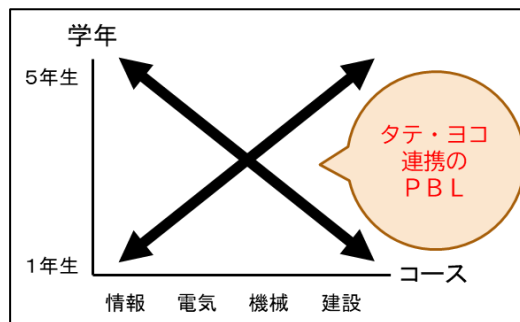
403

404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424

③実装トライ

低学年から学年の枠を超えて、かつ、コースの枠を超えて、学校全体でPBLでの実践を通じた学びを実施することを検討する。(図3)

PBLでは、高専ならではのコンテスト¹⁰を題材としたチャレンジのほか、県立の良さを活かすべく、「滋賀」そのものを教材、学習のフィールドとして活用して、滋賀で実在する行政課題、地域の課題、各産業での課題や、県内企業の困り



【図3 PBLの概念図】

ごとから、テーマを学生が発見・設定し、技術力を駆使して、解決に向けた取組を実践する等の様々なプログラムを設定し、在学中から実社会の現場そのものや、それに近い状況下で失敗をおそれず挑戦する機会を創出する。

PBLの実施にあたっては、プロジェクトの結果（課題の解決、コンテストでの優勝等）のみが重要なのではなく、そのプロセスを重視し、失敗や試行錯誤を繰り返す中から何を学び、次にどのように活かすかを検討したのかなど、「教育活動としての学び」が最も重要であることを念頭に置き、「学びの成果」を評価・フィードバックすることが重要である。

また、多分野・複数学年によるプロジェクトを事前に目的を明確にして設計すること、および様々な企業や大学などの学術機関、国・県・市町などの公共団体等との連携・協働による多様なリソースの活用により、実践力を磨くことに加えて、以下の教育効果の獲得を検討する。

OPT¹¹による教育実践

技術は必要に応じて適切に引き継がなければならない。そのための実践に際しての教育活動は重要である。そのため、上級生が下級生に対して、年次ごとに『何を修得させるか』をプログラムとして明確にし、それを計画、実行、評価の各段階で測定することで、計画的に「技術を伝達し、後進を育成するための能力」に関する実践的技術の修得を目指す。

なお、上級生が異なるコースの下級生を指導する等の工夫により、「自らを俯瞰する力」を養うことで適切に自己評価できる能力の獲得を目指すとともに、教育的効果の測定にあたっては、まずは自己を適切に評価したうえで、外部からの公平・公正な意見が得られるような工夫も検討していく。

プロジェクトマネジメント手法の修得

プロジェクトは技術力があるからといってうまくいくとは限らない。クオリティ、コスト、

¹⁰ 高専ならではのコンテストの一例は以下のとおり。
アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト（ロボコン）
全国高等専門学校プログラミングコンテスト（プロコン）
全国高等専門学校デザインコンペティション（デザコン）
全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト（英語プレコン）
防災コンテスト
ディーラーニングコンテスト（DCON）
高専女子対象のコンテスト（GCON）

¹¹ On The Practice Training の略。なお、OJT を元にした造語。

435 デリバリー等についてのマネジメントを行い、その中で求められる成果をいかに実現するか
436 について管理ができて初めて、成功に向けて進むことができる。

437 プロジェクトのマネジメント技術を修得することは実践的能力を獲得する上で重要であり、
438 PBLの中でその手法について修得する。

439

学年・他分野連携

440 プロジェクトを成功に導くためには、プロジェクト・メンバーや関係者間での良好な人間
441 関係が必要である。

442 学年を超えて、また、コースを超えて協力してプロジェクトを実施することで、通常の教
443 育活動では交わることが少ない、他学年、他コースのものの考え方を理解することを目指し、
444 分野横断の協力関係の必要性を認識するとともに、コミュニケーションスキルを磨く。

445

446 なお、PBLの実施にあたっては、プロジェクトマネージャーによるマネジメント指導、
447 人事・研修担当者による研修計画の策定支援等、業務を通じた人材育成やプロジェクトの管
448 理、複数部署や会社を超えた連携などの実社会における経験が豊富な産業界等の協力を得る
449 ことで、より実践的で教育効果の高い教育活動となることが期待できることなどから、積極
450 的に様々な主体との連携・協働による多様なリソースの活用を図ることとする。

451

④価値創造デザイン

452 県立高専が育成する高度専門人材には、技術を単なる技術としてではなく、価値を生み出
453 すスキルであると認識し、社会に変化をもたらすことを期待している。

454 そのためには、機械、電気電子、情報技術、建設といった各コースの専門分野のみならず、
455 起業やビジネスといった社会における価値創造に関わる分野の知識や技術も必要となること
456 がある。加えて、自己の能力を適切に評価するとともに、前例にとらわれず、他者の共感を
457 得ながら自分の考えの表明や技術に関する説明を行い、積極的なアピールや提案を行いなが
458 ら、対話を通じて分野・業種の壁を越えてつながるコミュニケーション能力も必要となる。
459 そして、そういった知識・技術のみならず、常に新しいことに挑戦し、生み出し続けよう
460 という「起業しようとする心」を持つことも重要である。

461 ついては、実際に子どもや地域住民等に対して「科学コミュニケーション」を行うととも
462 に、企業の活動の実際を見学・体験する機会を設けること、低学年からインターンシップを
463 実施することなどを検討する。なお、インターンシップの実施にあたっては、友好州省を含
464 め、海外に所在する海外事業所等との国際的な連携や、課題解決型や有給型などの各種形態
465 についても検討を行う。

466 その他、アントレプレナーシップやビジネススキル、キャリアデザインなど、社会におけ
467 る価値創造に必要な技術に係るカリキュラムの設定についても検討する。

468 一般科目についても、論理的意見の形成や人間性の育成、知識の汎用性を高めるために重
469 要な役割を果たすことから、価値創造という観点からのカリキュラムの設定についても検討
470 を行う。

471

472

473 第3節 入学者の人物像（AP）

474 DPやCPを踏まえると、県立高専での教育活動に必要となる能力のうち、入学前に（中学校
475 卒業時点で）修得しておくべきものについては、着実に身に付けておくことが必要である。

476 特に、県立高専では情報技術を基礎とした教育活動を行うこととなることから、数学的能力に
477 ついては重視する。

478 また、創造的で実践的な学びを行っていくためには、複数分野を掛け合わせた教育が必要とな
479 る。そのような幅の広い教育に対応するためには、単に基礎的学力を有するだけではなく、柔軟
480 な思考力と高い意欲が必要となってくる。

481 そういったことを踏まえた入学者のイメージは、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・高専で学ぶための基礎学力を備え、幅広く学び続ける意欲を持っている人 ・モノづくりやプログラミングなど、仕組みを考え、カタチにする能力を伸ばしたい人 ・みんなの幸せを考えることができ、人のために役立ちたいと考えている人 |
|---|

483 第4節 各ポリシーの関係性

484 これまで述べてきたAP、CP、DPについて、それぞれの関係性を図示すれば、以下の通り
485 となる。
486

487

AP	CP		DP
基礎学力を備え、学び続ける意欲を持つ人	高専の強み	体系的で一体的なカリキュラム	・次代の滋賀とその産業を支える高度専門人材
仕組みを考え、カタチにする能力を伸ばしたい人	新しい時代に即した新しい学び	価値創造デザイン	・問題発見・解決力の素養を兼ね備えた人材
役に立ちたいと考えている人	滋賀・琵琶湖で培う人間力	実装トライ	・情報技術を多分野に活かせる人材
			・世界の様々な分野や人とつながれる人材
			・近江の心が備わった人材

491 第4章 地域・学術機関・産業界等との連携・共創

492 実践力を身に付けるための学びにあたっては、地域に存在する様々なリソース（地域・大学等の学
493 術機関・地元企業等の産業界・国、県、市町等の公共団体等）との連携・共創が重要であり、不可欠
494 である。

495 また、その際は、『三方よし』の精神に基づき、県立高専だけが利益を享受するのではなく、関与す
496 る様々な機関や人が利益を享受できるようにする必要がある。

497 様々な主体との連携・共創に向けて、その方向性を示す。

498

499 第1節 学術機関との連携・共創の方向性

500 まず、県立大学については、県立高専開校後は、同一法人がこの二つの高等教育機関を運営す
501 ることとなる。そのため、他の大学以上に綿密な連携が可能と考えられる。

502 県立大学は、県立高専と関連の深い工学部を有するほか、これまで培われてきた地域との連携
503 のノウハウなど、様々な強みを有している。このような強みを活かしながら、県立大学と県立高
504 専の人的・教育的交流、共同での地域プロジェクトや研究の実施、県立高専卒業生の県立大学へ
505 の編入学など、双方の学びの幅を拡げ、深めるための連携方策について、今後詳細を検討する。

506 また、県内には理工系をはじめとする多くの大学が立地し、それぞれ学術的な研究や教育が行
507 われているところであり、これら大学の持つ「多様な分野の教育・研究力」と、高専の持つ「実
508 践力」というそれぞれの特長を活かし、大学と高専、そこで学ぶ学生同士が、ともに刺激しあい、
509 高め合う関係を築いていくことが必要である。

510 学術機関との連携の具体的方策については、今後、関係者と調整を行い、検討を行う。

511

512 第2節 地域との連携・共創の方向性

513 産業界との連携・共創のみならず、国・県・市町などの公共団体のほか、地域社会との連携・
514 共創も重要である。

515 県については、「県立」で設置されることを活かし、積極的に県の各機関と連携を図る方向で
516 検討を行う。特に、工業技術センターなどの公設試験研究機関については、高度な専門知識と、
517 これまで培った数々の経験・情報を有している。こういったリソースを活かすことで、県立高
518 専のみでは不可能な教育活動が実施できる。

519 県立高専の設置予定地は野洲市市三宅の野洲川近傍に位置し、隣接して国有地が存在してお
520 り、野洲市では、この国有地を活用して「MIZBEステーション」¹²の整備を目指して検討を
521 行っている。国との連携については様々な省庁・機関との連携を模索するが、特に、隣接国有
522 地を所有し、関連性の高い国土交通省との関係強化について検討を進める。県立高専では建設
523 系のコース設置を予定しているところであり、防災という観点から、建設・インフラ等をはじ
524 めとする技術教育に関する連携や、協働による地域住民や子どもに対する防災学習講座の実施
525 など、立地の状況を活かした活動を検討する。

526 市町については、立地場所となる野洲市をはじめ、県内各市町が有するより地域社会に近い
527 レベルでの実務的な経験・ノウハウや地域社会とのつながりの活用など、様々な連携を模索す
528 る。また、地域社会については、具体的な地域課題に対して高専カリキュラムを駆使したPB

¹² 河川防災ステーションのうち、上面などを活用した平時における市町村等の取組により、地域活性化や賑わいの創出が期待されるものとして国土交通省において登録されたものをいう。

529 Lへの参画や、その中での交流などについて連携を検討する。

530

531 第3節 産業界との連携・共創の方向性

532 産業界との連携・共創については、令和4年5月30日に県商工会議所連合会、県中小企業団体
533 中央会、県商工会連合会、滋賀経済同友会、滋賀経済産業協会、びわこビジターズビューロー、
534 県建設業協会、法人および県の9者で「高等専門学校への設置に向けた共創宣言」を行い、『人材の
535 活躍』『学びの充実』『次世代の育成』『連携の枠組み』の4項目について、共に取り組むこととし
536 た。

537 この中で、『人材の活躍』については、県立高専卒業生をはじめ技術人材が専門性、実践力、価値
538 創造力を活かして、やりがいを持ちながら活躍でき、スキルアップできる環境を整えるとともに、
539 技術による社会および地球環境への貢献を促していくこと、『学びの充実』については、リアル
540 な課題に即した学びを提供し、学びの内容をアップデートし続けていくために、互いに知識や
541 経験に基づく提案を行うとともに、技術者交流によるイノベーションを促していくこと、『次世代
542 の育成』については、技術者が活躍する姿やモノ・コト・サービスを支える技術の魅力を広く伝
543 える機会を設けるなど、次世代をはじめ人々の技術への関心と憧れを醸成し、次代を担う技術人
544 材の裾野を拡大していくこと、『連携の枠組み』については、取組を進めるために、関係者が互い
545 のリソースを提供しあえる連携の枠組みを設け、次世代に誇れる高専とするべく、その設置と運
546 営を支えていくこととしている。

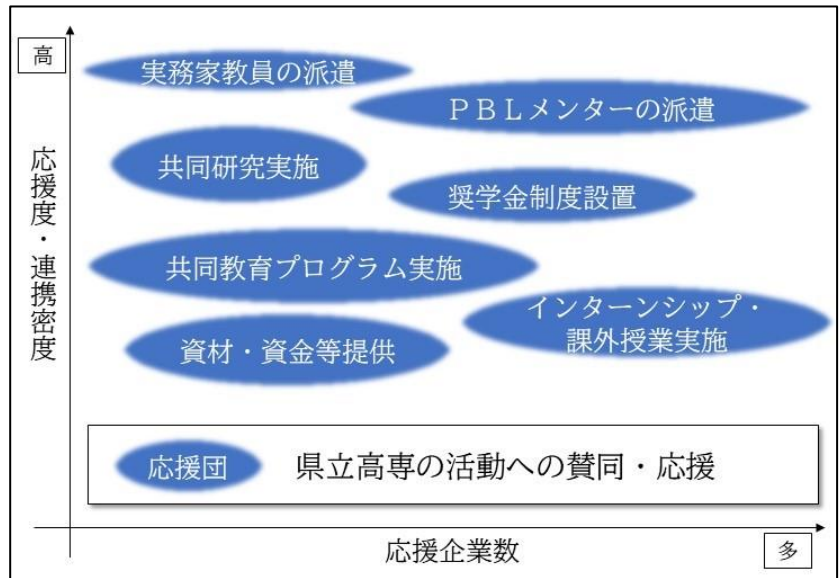
547 様々な主体との協働は、一時的、単発的なものではなく、長期的、継続的な取組とする必要が
548 ある。なぜなら、連携・共創の方向性として、教育活動（特に授業）への参画が最も連携度が高く、
549 こういった活動は長期間にわたる積み重ねが必要であるからである。そのため、県内所在企
550 業はもとより、県人会等とも連携するなど、広く連携企業を確保するよう努める。

551 また、連携・共創の一つの
552 類型としては、資金や資材
553 の提供というのも想定され
554 るところであるが、提供さ
555 れる資金や資材が教育活動
556 に関係する場合も、その期
557 間は長期的で継続的なもの
558 となることが望ましい。

559 連携・共創に向けては、今
560 後様々な主体と一緒に検討
561 を進めていく必要があるた
562 め、ここでは、イメージを示
563 すに留める。(図4)

564 なお、各主体が連携・共創

565 にメリットを感じ、多種・多様な企業がその規模に関わらず参画できる仕組みでなければ、その
566 関係は持続しない。そのため、企業のモノづくりをアップグレードするためのDXの観点としての
567 の研修や、大学で導入されている社会人向けの学び直し講座のノウハウを援用した企業の従業員
568 のリスキリング教育など、県立高専の教育活動と連携することで、本県産業の育成にも貢献でき



【図4 企業と高専との関係性】

569 るカリキュラムの編成、地域社会への技術実装につながる産官学研究、早い段階から息の長いイ
570 ンターンシップや課外授業を通じた学生と地元企業や技術者との交流による卒業生の地元定着促
571 進など、産業界が教育活動に参画することにより、また、県立高専の講義等を、オンラインや動
572 画配信等により企業人材が受講することが可能となるよう工夫するなど、県立高専のリソースや
573 整備する情報通信環境を積極的に活用して、企業のリスキング教育を推進することなどにより、
574 県立高専と企業が一緒に育て合い、ともに成長する関係性を構築するとともに、企業版ふるさと
575 納税制度の積極的な活用等、その負担の軽減策を講じることで、各主体が連携・共創に積極性を
576 示すための土台作りを行う。

577 このような活動を実施するためには、その拠点となる施設が必要であることから、県立高専に
578 は、技術を軸として人と情報が交流できる学びと実践の拠点施設を設置することとしている。

579 こういった施設を活用しながら、様々な主体が交流し、意見を交わし、情報を収集・分析し、
580 調べ、学び、実践し、共有することで、すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校となるこ
581 とを目指す。

582

583 第4節 連携・共創に向けた関係構築の方向性

584 連携・共創にあたっては、第一に継続的な関係構築、第二に定期的な情報提供、第三に積極
585 的な意見交換・意識の共有、第四に県立高専の活動への継続的な関与が必要である。

586 継続的な関係構築については、県立高専が教育機関であり、長期にわたって活動を継続して
587 いくことから、連携・共創についても、単年度で終了するような短期の関係ではなく、数十年
588 単位で長く、長いものとしていくことが重要となる。特に、教育活動への関与については、継
589 続性が必要となることが想定されることから、一層その傾向が強くなる。

590 定期的な情報提供については、情報がなければ連携・共創もできないことから、関係を構築
591 した者・しようとする者に対して、定期的に必要な情報が行き渡るような仕組みの構築が必要
592 である。また、連携・共創する者全てが利益を受けなければ関係は持続せず、そのためには、
593 積極的な意見交換・意識の共有により、お互いの利益を調整し、皆が納得の上で関与すること
594 が必要である。そうすることで、県立高専の活動（特に教育活動）に対して継続的に関与する
595 関係が構築される。

596 そして、その過程の中で、知識・情報の提供や技術の指導などの一方的な関係ではなく、一
597 緒に考え、つくるという「機会」を提供し、ともに育つことで「共創」となるよう形作る。

598 このような関係の構築を進めていくための第一歩として、まずは、年に1～2回程度の情報
599 共有・意見交換のためのイベントを開催するなど、積極的な情報提供および意見交換を行う。

600

601

602 第5章 学校運営

603 開校後の学校組織や学生の活動に係る方向性について検討を行う。なお、学校運営については学校
604 長に権限と責任があることから、詳細については、学校長の候補となる人材を交えて検討を行って
605 いく。

606 また、前提として、学生が地域に誇りと愛着を持つとともに、地域から誇りと愛着を持たれる学校
607 運営が必要であり、地域から隔絶することがないよう留意するものとする。

608

609 第1節 学校運営の方向性

610 県立高専で育成する人物像が、自ら考え、自らの力を使って社会をけん引していく人材である
611 ことを踏まえれば、学校運営は可能な限り自由を大切にし、学生の自主性を重んじることが必要
612 である。

613 そのため、問題があれば自分たちで考え、自分たちで解決策を提示し、実行・検証した上で、
614 更なる改善を行うことを前提に学校運営の方向性を検討する。

615 一方で、高専は高等教育機関ではあるが、中学校を卒業した10代半ばの若者に教育を施すこ
616 と、また、県立高専では学生寮の設置を予定していることから、学生の生活指導について留意し、
617 学生が自主性を持ちつつ、卒業時には規範意識を有し、社会で自立できるよう、バックアップを
618 行っていくものとする。

619 「学生のことを第一」に考え、学校運営を行うことにより、県立高専の学生や卒業生であるこ
620 とを誇りに思える「人が育つ県立高専」を目指す。

621

622 第1項 学校運営方針

623 県立高専の運営にあたっては、学生が『責任のある自由』を有し、自らの自発性を発揮でき
624 るよう、学生の自治を尊重する。

625 また、教職協働の運営を心掛け、学生の主体的な学びに対するバックアップ体制を構築する。

626 なお、可能な限り情報技術の活用に努める。特に校地内における校内ネットワークへのアク
627 セスやオンラインを活用した授業の実施など、地理や施設的な条件による教育活動への制限が
628 極力発生しないよう努めることとする。

629 課外活動についても学生の自由と自主性を重視するとともに、教職員の負担の在り方につい
630 ても検討を行い、適切に対応することとする。

631 詳細については今後検討を行う。

632

633 第2項 学びを充実させるダイバーシティの観点

634 県立高専で育成する高度専門人材は、先人のいない分野であっても、自らの力で切り拓いて
635 いくため、幅広い知識を有し、論理的な思考ができ、人間力を兼ね備えていることが必要であ
636 る。

637 そのような人材となるためには、多様性を許容し、理解することが必要となる。そのため、
638 県立高専ではダイバーシティの観点が学びを充実させ、学生の人格形成に資するという認識の
639 もと、性別・年齢・国籍・障害の有無にかかわらず、多様な人が集い、学べる環境を整備する
640 とともに、学生支援の専門家の視点も加えつつ、以下の点において、学びの内容についても検
641 討を進めていくものとする。

642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681

- ・学びの提供方法への工夫
人種や国籍や文化・障害・性自認などのダイバーシティを前提に、あらゆる学生が心地よく修学できるための学びの提供方法を検討する。
- ・ダイバーシティ理解の促進
授業や研修を通じて、学校全体のダイバーシティに関する理解を促進するための学びの内容を検討する。
- ・素敵な先輩の活躍
小中学生に向けて、県立高専で学ぶ多様な学生の姿を見てもらい、技術教育やキャリアパスにおけるジェンダー意識を緩和する。

第2節 学生

入学定員や入学にあたっての制約条件など、現時点で決定している事項に加えて、今後検討を要する事項について記載する。

第1項 入学定員

入学定員は120名とする。

定員における制約条件（性別や県内居住者の入学者に占める割合等）を設定するかは今後検討することとする。

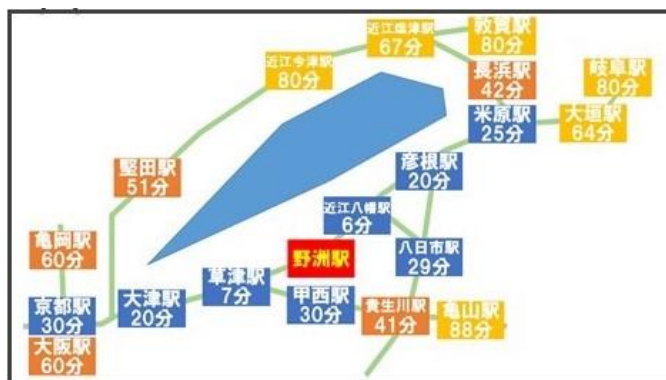
なお、制約条件等の設定にあたっては、多様性の確保、県内出身者の入学可能性等を念頭に置いて検討を行う。

第2項 入学者

①居住地域

県立高専への通学時間は図5のとおりである。立地上、「通える高専」を県立高専の特長の一つとしており、県内の大部分の地域から通学が可能な場所となっている。

しかしながら、入学条件として、居住地域における制限は設けず、国内外、県内外を問わず入学者を受け入れること、県内でも通学が困難な地域が一部存在することから、学生寮を設置することとしている。



【図5 通学時間の例示】

学生寮は全学年を通じて50名の定員としており、自宅からの通学が困難な学生について3年生までは学生寮での受け入れを行い、4・5年生は地域で生活することで、学生が地域に誇りと愛着を持つとともに、社会とのつながりを持つための一助とする方向で検討する。

なお、下宿等の学生の地域居住に関する方向性については、地元市等との調整などを踏まえて、今後検討を行う。

682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715

②選抜方法

入学者選抜はAPに記載の人物像に適合しているのかを判定するための選抜試験を実施する。選抜試験の回数や方法等については、今後検討を行う。

入学後の不適合¹³を極力減らすため、入学前にオープンキャンパスやキャンパスツアー等を実施するなど、県立高専の理解促進に努める。

③入学者の確保

本県から他県の高専に進学している者が毎年度60名程度存在すること、高専の所在する都府県の高専進学者数が高専の所在しない県の高専進学者数を2倍以上上回っていること、令和3年に行った中学生アンケートの結果では、県内に高専があった場合には20%の学生が進学意向を持っていること¹⁴、近隣の国公立高専の入試倍率が約1.4倍から2.3倍程度¹⁵であることを考慮すれば、県立高専においても一定数の入学志望者が見込まれる。

しかしながら、状況に身を任せて満足するのではなく、入学者を更に増加させるため、効果的な広報活動を検討する。

まず、入学者を増やす前提として、理工系に進学しようとする子どもを増やすことが必要である。そのため、入学者確保の一環として、子どもたちが科学・技術を楽しいと感じ、興味・関心を覚えることで、理工系の進路を魅力あるものとして選択し、もって理工系人材の増加につながるための取組を実施する。

例えば、実体験を伴うイベントをショッピングモールなどの不特定多数の者が集まる場所で行うことで興味・関心の薄い子どもへのアクセス性を向上させる、様々な主体(近隣の高専、県内大学、企業、県立施設等)と連携する等の工夫をすることでイベントの規模を確保する等の工夫を行うなど、効果的・効率的な取組を検討する。

加えて、進学の実選択肢に入るよう、県立高専の理念やカリキュラム、特長等について、周知広報を行う。

なお、理工系に進学しようとする子どもを増やすためには、進路選択の判断を行うまでに技術への関心や憧れを醸成することが肝要となることから、小中学校に連携を図りながら、小学校高学年から中学生の年齢層をメインターゲットとした活動を行う。

併せて、進路選択にあたっては、保護者や教育関係者(教員等)が大きな影響を与えることから、これらの関係者に対してもアプローチし、理解増進を図る。

理工系人材増加に向けた取組を検討するにあたっては、女性比率の低さを考慮し、ジェンダーバランスを確保するための方向性についても検討を行うとともに、県立高専のみならず、近隣府県に所在する高専や理工系学部を有する大学、県立の工業高校等も恩恵を享受することが可能であることから、連携・協働による取組についても検討を行う。

¹³ 入学前に想定していた教育内容と現実との間にギャップがあるなどにより、入学後に県立高専以外の学校への転籍等を求めること。

¹⁴ 令和3年7月に本県が実施。県内在住の中学3年生年代約13,000人にオンライン調査を実施。回答数2,922件のうち、647人が高専への進学意向を示した。

¹⁵ 令和5年度の近隣の8校(鳥羽、鈴鹿、近大、舞鶴、明石、神戸市立、大阪公大、奈良)の各校ごとの総志願者数を総合格者数で除したもの。

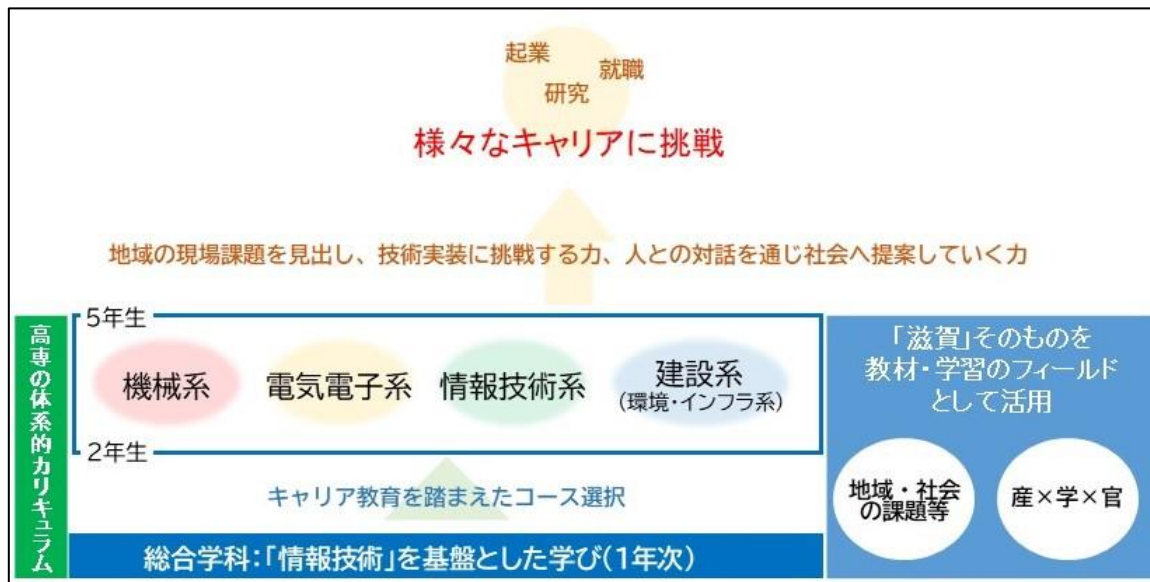
716
717
718
719
720
721
722

第3項 学科・コース

県立高専に設定する学科は、工学系の総合学科の1つとする。

学科内に機械系、電気電子系、情報技術系、建設系の4つのコースを設定する。学科および各コースの名称については今後検討を行う。

1年次は全学生が情報技術の考え方を基礎として学び、2年次以降、機械系、電気電子系、情報技術系、建設系の4つの専門コースに分かれて、コースごとの専門知識・技術を掛け合わせた学びを構築するものとする。(図6)



723

【図6 県立高専の学科・コースの構成】

724
725
726
727
728
729

コースの選択については第2学年進学時とし、コース選択の具体的な取り扱いについては今後検討を行う。

なお、可能な限りコースを超えて履修が可能な科目を設定するなど、コース間の垣根を低くし、多様な学びを提供できるよう工夫を行う。また、コース毎の定員の設定やコース選択後のコース間の異動の可否等の制度詳細については、今後検討を行う。

730

第4項 卒業後の進路

731
732

高専の卒業生の進路は、全国平均で、就職する者が約6割、専攻科や大学への編入学など、進学する者が約4割¹⁶である。

733
734
735
736
737

卒業後の進路選択については、本人の主体的判断に基づくことが前提であるが、インターンシップやPBLへの企業の参画等を通じて、在学中に県内企業との関わり合いを増やし、地元企業を理解し、その魅力に触れる機会を拡大する、また、高専卒業生の地元就職・活躍につながるよう企業が処遇も含めた就職環境を向上するなど、就職先として地元企業を選択することにつながるような取組に努めていく。

738
739
740

進学する者についても、その後社会に出て働く中で、本県への愛着を持ち続け、例えば一度本県を離れたとしても将来的にUIJターン等で再び戻ってきてもらうなど、本県や地元企業に対して有形無形の貢献をしてもらえるよう、学生の本県への愛着の醸成に資する取組を検討

¹⁶ 高専卒業生の令和4年度進路状況(本科):就職56%、進学(専攻科)16%、進学(大学編入)25%
(『独立行政法人国立高専機構 概要(2023年度)』)

741 する。そのためにも、県立高専は、地域社会との交流を積極的に行っていく。

742 743 第3節 教職員

744 現時点で想定している教職員の規模や編成等について記載する。なお、教職員の組織や規模に
745 ついては、今後の検討により変動する。

746 また、学生のジェンダーバランスを確保していくためにも、教職員のジェンダーバランスにつ
747 いても今後検討を行う必要がある。

748 749 第1項 教員

750 県立高専の場合、基幹教員¹⁷数の設置基準上の規定は以下のとおりである。

科目	要件	人数
一般科目	14人に3学級を超えて1学級を増すごとに4人を加えた数	18
専門科目	1学科につき8人に1学級を超えて1学級増すごとに5人を加えた数	23

752
753 これを踏まえれば、校長を除く教員の最低人数は41人となる。

754 なお、国立高専では、1学科・1学級編成を行っていることが多く、その場合の教員（常勤）
755 数は概ね10人程度となっている。

756 県立高専では、1学科編成であるものの、実際には国立高専で1つの学科として編成される
757 ことの多い区分をコースとし、まとめて1学科としていること、コース間の授業の共通化とい
758 った省人化の工夫も可能であることから、現時点では、専門科目の教員については、1コース
759 当たり9人の教員（常勤）が必要と想定している。また、一般科目の教員については、設置基
760 準上の最低基準である18人を想定している。

科目	要件	人数
校長	—	1
一般科目	設置基準上の最低水準	18
専門科目	9人/コース×4コース	36
合計		55

762
763 校長は、準備段階から学校運営の方向性について意思決定を行うとともに、開校後は、県立
764 高専を形作っていくこととなることから、学生や教職員に向き合う気概や熱意、学生に寄り添
765 う優しさ(教育的愛情)、学校全体を引っ張っていく高いリーダーシップとマネジメント能力(組
766 織運営力)、様々な主体との対外交渉や関係を構築できるコミュニケーション力やPR力(発信
767 力)、県立高専を前例にとらわれず柔軟な思考をもって変革していく意欲(柔軟性、変革意欲)を
768 有していることが必要である。

769 高専は大学と同じ高等教育機関ではあるものの、入学するのは中学校を卒業した者であり、

¹⁷ 教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員であって、専ら当該高専の教育に従事するものまたは一年につき8単位以上の当該高専の授業科目を担当するもの。

770 大学に比べて学生指導、生活指導の重要性が高い。また、教員が教育と研究に従事する割合に
771 ついても、大学に比べて教育の比重が重くなる傾向がある。

772 こういったことから、教員については、先例にとらわれない先進性を有し、新しいことに挑
773 戦する高い意欲と積極性があり、学生の成長を第一に考えて教育活動に従事することが望まし
774 い。

775 開校時点で適切な教育活動を実施するためには開校前から授業内容の編成・準備を行う必要
776 があること、また、全学年が揃うまでに開校後5年間必要であることから、準備段階から開校
777 後の一定期間にかけて、計画的に教員を採用する。

778 なお、県立高専が求める教育活動を実施するために必要な教員の質の確保と、必要な教育活
779 動を行えるだけの教員の量の確保のため、一定期間継続的で断続的な採用活動と、段階的な採
780 用を実施する必要がある。

781 これらのことから、教員の採用活動については、令和8年度以降の採用を目指し、令和6年
782 度から募集を行うことを予定している。

783 募集にあたっては、給与等の待遇面での水準、クロスアポイントメント制度の活用等による
784 学生の多様な学びと実践的な技術者教育につなげるための民間からの教員確保の手法および女
785 性教員が出産、育児等のライフイベントに配慮して仕事を継続できる環境整備等について検討
786 を行う。

787 また、産業界や地域との積極的な関わり、PBLやインターンシップなどの県立高専の特長
788 となる教育内容を積極的にPRすることで意欲ある教員の応募を促進するとともに、あらゆる
789 チャンネルを通じて広報を行うことで、積極的な応募につなげる。

791 第2項 職員

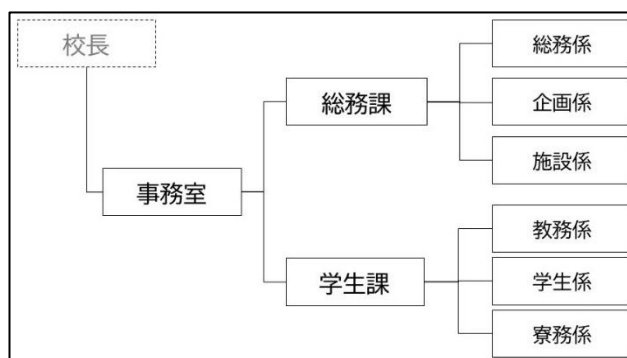
792 1学年120人規模の他の高専における
793 平均職員数は43人程度となっている。これ
794 は、図7に示すような組織を前提とし
795 て、総務、企画等の業務を行う事務職員
796 の他、施設や機器の管理、教育や研究の
797 支援を行う技術職員を含んだ人数である。
798 また、スクールカウンセラーやスクール
799 シヤルワーカー等の学生支援のための専

800 門職の人員については上記職員数には含めていない。学生に対する心の行き届いたメンタルサ
801 ポートを行うための体制については、今後検討を行う。

802 なお、上記職員数は必要人員数の積み上げによるものではないことから、今後、必要な業務
803 量の算定と、それに基づく人員数の積算を行う必要がある。

804 なお、PBL等の様々な主体が関与する教育活動や学生指導等、本来教員により対応するこ
805 とが通常であると考えられる業務についても、職員が関与することで効果性・効率性を高めら
806 れる可能性がある。組織体制の検討を行う際には、固定観念に捉われず、教員と職員の垣根を
807 越え、組織全体として最適化が図れる体制とする必要がある。

808 今後、業務内容の具体化に併せて検討を行う。



【図7 高専の事務組織の例】

810 第6章 学校施設

811 県立高専において実施する教育活動を支える学校施設について、目指すべき教育活動に特に関連が
812 深く、特長的な内容について記載する。

813

814 第1節 設置場所

815 県立高専の設置場所は、野洲市市三宅の県有地であり、
816 ・隣接する国有地に野洲市が整備予定のスポーツ施設
817 等を活用することが可能であること。
818 ・河川や森林といった自然に恵まれていること。
819 ・周辺にグローバル企業を含む企業の集積が見られる
820 こと。
821 ・JR野洲駅から1.3 km、徒歩約17分の位置にあり、
822 県内外からの交通アクセスの良さに優れていること。
823 といった特長を持ち、高専の設置場所として、教育面、生
824 活面ともに魅力と可能性に溢れた土地である。

825 用地選定にあたっては、県内各地域から多大な関心が寄
826 せられていたことから、本県が選定した最適県有地と市町
827 から応募のあった候補地について、滋賀県立高等専門学校
828 設置場所選考懇話会（以下「設置場所懇話会」という。）
829 を開催し、公平かつ客観的な視点で評価した上で選定を
830 行った。

831 設置場所懇話会は、7名の外部有識者で構成され、令和4年3月30日に第1回会合を開催し、
832 同年8月22日まで5回にわたり議論を重ねた。

833 設置場所懇話会においては、まず選定基準を設定した。

834 選定基準については、県立高専が、モノづくり企業や特色ある教育機関の集積、豊かな自然と
835 いった滋賀・琵琶湖ならではの環境のもと、情報技術の考え方を基礎として学び、これに掛け合
836 わせる形で応用専門知識・技術の修得を図り、さらには多様な教養科目やインターンシップ、課
837 外活動など、卒業後に様々な場で活躍するために必要なスキル・経験を養うことを目指している
838 ことを踏まえて、①安全で豊かな教育環境、②県内全域・県外からの良好なアクセス、③県内大
839 学や企業等との連携・交流という基本的な考え方を示したうえで、①20,000 m²以上の土地である
840 こと、②用地取得済であること（または速やかな用地利用が確実であること）、③法令上、高専の
841 設置が可能な土地であること、④災害危険区域など、「災害レッドゾーン」および「災害イエロー
842 ゾーン」に該当しないこと、という最低要件を示した。

843 その上で、当該要件を満たす県有地の中から最適県有地として旧野洲川（廃川敷）¹⁸を設定した。

844 その後、市町からの提案を受け付け、合計で9市¹⁹から候補地の提案があった。審査については、
845 選定基準に基づき公平公正に行うため、設置場所懇話会の評価意見を参考に、県が判断を行うこ
846 ととした。



【図8 設置場所】

¹⁸ 最終的に設置場所として決定した野洲市市三宅の県有地を指す。

¹⁹ 大津市、彦根市、長浜市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市の9市。なお、野洲市の提案は最適県有地を含むものであったことから、審査の対象となった場所は合計9か所となった。

847 評価にあたっては、各市からの提出書面の精査や提案市からのプレゼンテーションが行われた。
 848 委員からは、用地の広さは様々な教育への活用が考えられ、将来の可能性も広がる、県外学生
 849 の確保を視野に入れた場合、国立高専との位置関係も重要な視点であるといった意見が出された。
 850 その上で、最終的には、優れた交通アクセスおよび広大な土地があること、電子デバイスの事業
 851 所が集積し、研究開発拠点も近くにあること、採点基準上、大学との連携の点数は低く出ている
 852 が、30分圏内に位置する大学は多いこと等を踏まえて、野洲市の提案が最も高い評価を受けた。
 853 設置場所懇話会の上記の意見を踏まえて、令和4年度滋賀県議会定例会9月定例会議の提案説
 854 明において、知事が設置場所を野洲市市三宅とすることを表明し、ここに県立高専の所在地が確
 855 定した。

856
 857 **第2節 必要とする規模**
 858 **第1項 全体ゾーニング**

859 県立高専の校地は、プライベートエリア、セミパブリックエリア、環境保全・共生エリアの3つ
 860 のエリアで構成する。

面積	エリア	主な施設
約 36,600 m ²	プライベートエリア	校舎棟、実習工場、実験室棟、体育館
	セミパブリックエリア	図書・交流拠点施設、食堂・売店、学生寮
約 12,000 m ²	環境保全・共生エリア	どんぐり広場、南側雑木林
約 1,000 m ²	-	国有地へのアクセス通路

861 プライベートエリアについては、原則として、学生や教職員などの本施設関係者のみが立ち入り、
 862 地域住民等の立入りは制限する。セミパブリックエリアについては、技術者育成・交流のハブ機能
 863 の中心となることから、本施設関係者以外の立入りを可能とする予定である。既存緑地である「ど
 864 んぐり広場」および「南側雑木林」は、現状のまま保存し、地域の憩いの場とするとともに、環境教
 865 育の実践の場として活用する。

866 なお、国有地においては、野洲市が河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に定める河川管
 867 理施設である河川防災ステーションの一部としてグラウンド整備を行うこととしていることから、
 868 当該グラウンドを学校活動にも利用する予定である。

869
 870 **第2項 施設構成**

871 **①施設の種類の種類・面積等**

872 現時点で想定している施設構成は以下のとおりである。

873 学校教育に必要な施設とともに、企業や地域住民が利用できる施設を併設する。

部門(機能)	施設名	面積		
		施設	部門	合計
校舎部門	校舎棟	11,800 m ² 程度	13,800 m ² 程度	延床面積 19,500 m ² 程度
	実習工場	750 m ² 程度		
	実験室棟	1,250 m ² 程度		
屋内体育部門	体育館	1,750 m ² 程度	1,750 m ² 程度	
福利厚生部門	食堂・売店	550 m ² 程度	1,950 m ² 程度	
	学生寮	1,400 m ² 程度		

部門（機能）	施設名	面積		
		施設	部門	合計
図書・交流部門	図書・交流拠点施設	2,000 m ² 程度	2,000 m ² 程度	
外構その他	正門、通用門、屋外作業場、屋根付き歩廊、駐車場、学生用駐輪場、来館者用駐輪場、校内通路（高専専用）、国有地へのアクセス通路、どんぐり広場および南側雑木林（現況保存部分）			

874

種別	詳細
校舎棟	普通教室、コモンスペース、教員室、多目的室、多目的ラボ、化学・物理基礎実験室、各コース別実験室、マルチメディアルーム、デザイン室、視聴覚室等
実習工場	機械工場、溶接工場、鋳造工場、創作工場、管理室等
実験室棟	水理実験室、土質実験室、構造材料実験室、衛生環境実験室、機械力学実験室、流体力学実験室、熱力学実験室、材料力学実験室、機械加工学実験室、多目的ラボ、薬品保管庫等
体育館	体育室、教員室、更衣室、放送室等 ※グラウンドは野洲市が隣接国有地に整備するものを活用
食堂、売店	食堂、売店、自動販売機コーナー等
学生寮	寮室（身体障害者用含む）、ユニット共用部（ミニキッチン、シャワーブース含む）、多目的ルーム、コミュニティキッチン、共同洗濯室（男女別）、共同浴室（男女別）等
図書・交流拠点施設	図書館、自習スペース、小ホール、交流ラボ、ラーニングcommons、ギャラリー、共同研究室、多目的室、スタジオ、グループワークルーム等

875

876

877

②施設の相対的位置関係等

878

各施設の配置については、振動・騒音、プライバシー等への配慮として、一定の距離を置くなど、近隣住宅地に対する配慮が必要である。

879

また、利用シーン等も踏まえて、施設の概ねの相対位置については、図9の通りとする。

880



【図9 各施設の相対的位置図】

881

882

第3項 各施設に共通する性能

883 学生数の変動や教育内容の変化などに柔軟に対応することが必要であるとともに、ライフサイ
884 クルコストの低減を念頭に置いた維持管理の容易性の高い施設とする必要がある。

885
886 また、県立高専は本県の特長的な教育機関となることから、広報効果や教育効果の高い木材
887 利用により、県産材の利用促進に資する必要がある。

888 併せて、環境への配慮から、原則として ZEB-Ready 以上（学生寮については ZEH-M Oriented
889 以上）の省エネ性能を有することを求める。

890 年齢、性別、ジェンダー、人種、宗教、国籍などの多様性に対応でき、誰もが支障なく利用
891 できるユニバーサルデザインの施設とする必要があることから、異なる国籍や文化、母語を持
892 つ学生が共有することを前提とした国籍・文化の多様性、あらゆる学生が不自由なく学生生活
893 を過ごせるバリアフリー、全ての学生が心地よく学生生活を過ごせるジェンダーの観点を踏ま
894 えた施設・設備の整備を行う。

895 情報技術を基盤とする教育を行う教育機関として、一人一台端末を前提とした、また、講義
896 や講演等のオンライン配信などが行えるよう、新しい時代に即した通信環境を備えることが求
897 められる。そのため、校地内のあらゆる施設で校内システムにアクセス可能な通信インフラを
898 備える必要がある。

899 また、CADをはじめとする教育活動で使用するソフト等については、可能な限り最新で、
900 国際標準のものを利用することとするとともに、学内で規格を統一することを目指す。

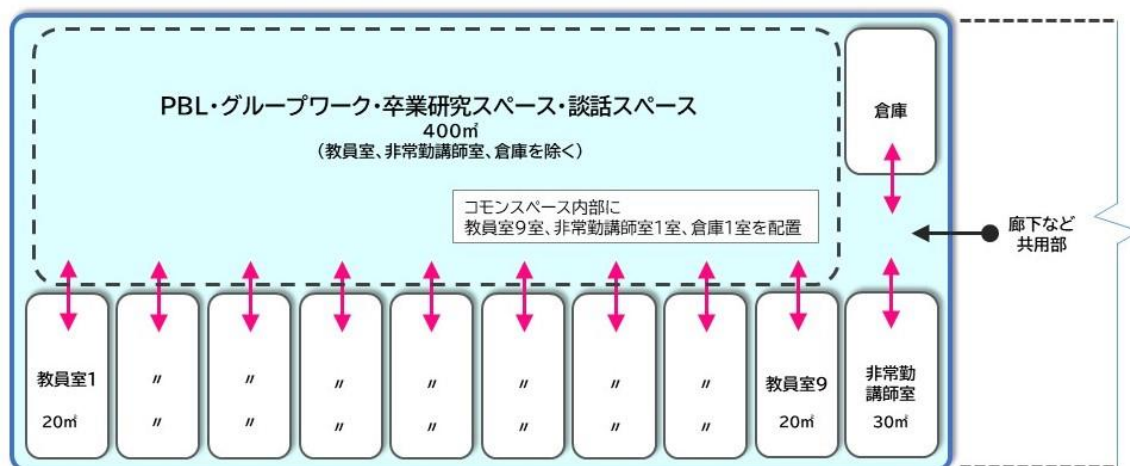
第3節 各施設の要件

第1項 校舎部門

①校舎棟

905 校舎棟は、授業の中心施設となる。設置に特別な仕様（耐荷重や天井高など）を伴う
906 大型の実験・工作機器や危険な薬品を扱う実験・実習を除き、PBL等のグループでの検討・
907 討議等を中心としたグループワーク、卒業研究等も含めて、その多くを校舎棟で実施する予
908 定であり、そのために必要な各室を設定する。

909 特にPBLを実施するためのスペースとしてコモンスペースを各コースに設けることとし
910 ている。



【図10 コモンスペースのイメージ】

911 また、学校組織の基幹的施設であることから、管理機能（事務組織）および教員の研究活
912
913

914 動のための研究室を配置する。

915

916 ②実習工場

917 実習工場では、金属の切削、溶接、鋳造等の加工実習を行う。また、ロボットの制作など
918 の創作活動も行う予定である。

919

920 ③実験室棟

921 実験室棟では、耐荷重や天井高、排水等、施設の仕様に影響を及ぼす実験室、または、利
922 用や保管に配慮を要する危険な薬品を使用するなど、校舎棟とは別に配置することが望まし
923 い実験室をまとめて設定しており、大型の実験装置を配置することを予定している。

924

925 第2項 屋内体育部門

926 ①体育館

927 体育館は、授業での利用の他、入学式等の式典や特別活動・課外活動などの利用を想定し
928 ている。また、災害発生時には、避難所として利用することも想定している。

929 そのため、練習用バスケットコート2面、バレーコート2面、バドミントンコート6面が
930 設置可能な体育室およびステージを備えるとともに、更衣室やシャワー室、トイレなどの諸
931 室を備えた計画とする。

932 また、避難所等としての利用に際し、耐災害性の高い、電源独立型ガスヒートポンプ式等
933 の空調を設置するとともに、避難物資の受入れなど災害発生時の連携を考慮して、車両の寄
934 り付きに配慮を行う。

935

936 第3項 福利厚生部門

937 ①食堂・売店

938 食堂については、学生寮に居住する学生（以下「寮生」という。）が朝昼夕の三食の食事を
939 摂るために利用するほか、寮生以外の学生や教職員等の昼食に利用する。

940 売店については、食料、飲料、文房具、雑誌等の学生の需要に対応した、また、学校内部
941 に設置することを前提とした品揃えとなるよう検討するとともに、食堂の営業時間外であっ
942 ても売店の営業が可能な計画とする。

943

944 ②学生寮

945 学生寮は男女合わせて50名の学生が居住できる施設とする。1棟で構成し、男女混合の施
946 設とするが、ユニット単位で男女を区分することで、寮生の男女比率、利用者数に柔軟に対
947 応できる計画とする。

948 寮室はワンルームタイプの個室とし、ユニット毎の寮室の数は、男女比の変化に柔軟に対
949 応できる規模とする。

950 未成年の男女が生活する施設であることに配慮し、ロビー、多目的ルームおよびコミュニ
951 ティキッチンのみ男女共用とし、それ以外の部分は男女を明確に区分するとともに、高いセ
952 キュリティを備える。

953 国際寮（日本人学生と留学生等の海外からの学生と一緒に居住する学生寮）としても活用

954 ことから、宗教や生活習慣の異なる外国人が問題なく居住できる仕様とする。

955
956 ③自動販売機コーナー

957 学生の利便性や学校での生活環境の確保のため、校内の各所に自動販売機の配置を行う。

958
959 第4項 図書・交流部門

960 ①図書・交流拠点施設

961 図書・交流拠点施設は、学びと実践の拠点として、地域住民等に開放し、技術を軸とした
962 「学生×社会人×次世代人材」の交流を促進する。併せて、地域や企業の課題や、産業・教
963 育施策の立案にも寄与することを目指し、整備する。

964 具体的には、学生や教員などの学校関係者と企業や地域、国や地方公共団体などの外部利
965 用者が共に、検討、討議、研究、発表等を行う拠点として利用するための施設であり、グル
966 ープワークルームや共同研究室、小中学生を対象とした科学教室などの比較的軽易な作業が
967 できる交流ラボ、小ホールを備えるほか、自由な利用が可能なラーニングcommonsや、一般
968 利用も可能な図書館を備える。

969 そのため、比較的自由な出入りと利用を想定した施設とする必要がある。

970 特に、ラーニングcommonsについては、特段の利用申請なく外部利用者が利用できること
971 を想定しており、本施設の『顔』となるものであることから、県産木材等の活用により木材
972 利用の広報的効果を高めるなど、効果的な木材利用に配慮した計画とする。

973
974 第5項 外構その他

975 安全で、居心地がよく、教育機関としての十分な性能を有する必要がある。

976 そのため、森林法に基づく基準を達成するためのみならず、校地内の良好な環境を構築する
977 ため、外縁部や各所に植栽を行い、緑地を確保する。

978 また、校内に十分な駐輪場、駐車場を確保するとともに、校内通路については周回が可能な
979 仕様とし、緊急車両の乗り入れに配慮する。なお、学生等の歩行者の安全を確保するため、車
980 両と歩行者の動線は可能な限り分離する。

981 更には、プライベートエリアについては、危険な薬品の使用や大型機械が設置が想定される
982 ことから、各施設の施設管理は適切に行うほか、関係者以外の立ち入りを制限できるよう対策
983 を講じる。

986 第7章 整備と想定経費

987 第1節 設置・運営主体

988 第1章第5節で示したとおり、公立（県立）の場合、設置・運営主体は、県直営もしくは大学
989 を運営する地方独立行政法人のいずれかとなる。

990 県立高専については、急速な社会情勢の変化に対応していく上で、より柔軟な学校運営が期待
991 できることから、設置・運営を法人が担うこととした。隣接する国有地との連携を前提に、国・
992 野洲市と調整の上、運営を行うこととする。

993 なお、校地造成については、施設整備に至る基盤整備として本県が実施する。校舎等の施設整
994 備および維持管理の一部については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関す
995 る法律に基づくPFI事業として法人が実施する。

996 法人が担う整備・運営に対して、本県は補助金・運営費交付金を交付することとしている。

997

998 第2節 想定経費

999 現時点で推定される開校までに要する整備費および開校後に各年度に平均的に要する運営費は
1000 以下のとおりである。

1001

整備費	基本構想1.0時点	現時点
施設整備費※1	7,700	8,350
設計監理費	300	330
その他	2,100	3,190
機械・備品	1,700	1,700
用地造成		1,290
インフラ整備※2	400	200
合計	10,100	11,870

運営費	基本構想1.0時点	現時点
A:収入	200	同左※4
授業料・入学金等※3	150	
外部資金等	50	
B:支出	900	
人件費(教員、職員)	700	
運営費	200	
収支差額 (B-A)	700	
(うち交付税措置見込額)	400	

1002 ※1 外構を含む。

1003 ※2 上下水道・ガス管の敷設を指す。

1004 ※3 国立高専と同額として算出

1005 ※4 運営費については、現時点で詳細に見込むことが困難であることから、構想骨子時点の金額を維持

1006 ※5 財源については、現時点では県債、基金および一般財源を見込む。今後、国庫補助等の活用を検討。

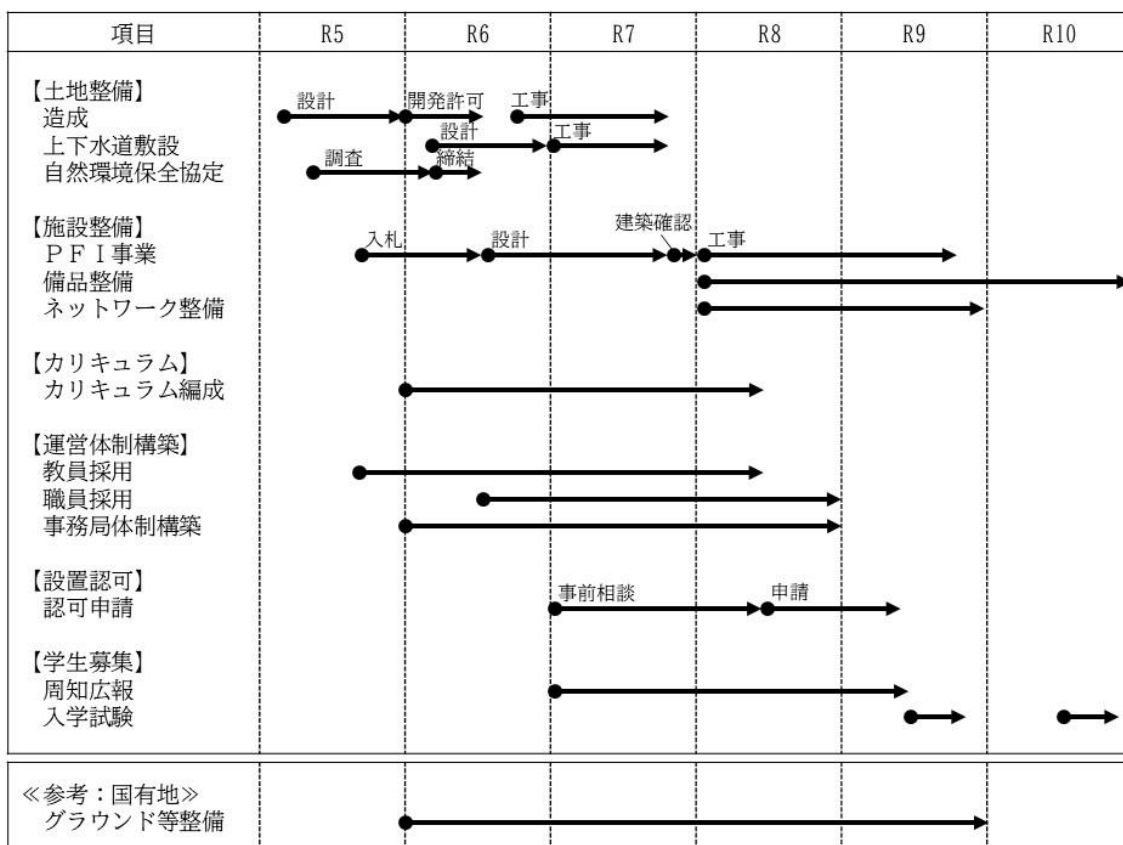
1007

1008

1009
1010

第3節 開校に向けたスケジュール

現時点で想定している開校までのスケジュールは以下のとおりである。



1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027
1028
1029
1030